

3 集計項目等の概要

(1) 平成 22 年国勢調査人口

「平成 22 年国勢調査人口」には、平成 23 年 3 月 31 日現在における市町村の区域に係る数値を計上している。

(2) 住民基本台帳登載人口

「住民基本台帳登載人口」には、住民基本台帳法に基づいた平成 24 年 3 月 31 日現在における住民基本台帳登載人口を計上している。

(3) 外国人登録人口

「外国人登録人口」には、外国人登録法により登録された平成 24 年 3 月 31 日現在における人口を計上している。

(4) 道 路

公共施設状況調査でいう「道路」は、道路法第 8 条及び第 16 条の規定により市町村長が認定し、市町村が管理する道路をいう。ただし、道路法第 48 条の 13 第 1 項の「自転車専用道路」、同条第 2 項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第 3 項の「歩行者専用道路」は含めていない。また、市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路については、道路台帳に基づき、境界により区分している。

ア 「実延長」には、道路法第 18 条第 2 項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル、橋りょう(横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。)に係る延長を含んだものを計上している。なお、ダブルウェイについては両方の延長・面積を計上している。

イ 「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積(道路法施行規則第 4 条の 2 第 3 項第 8 号の規定によるもの。)を計上している。

(5) 農道延長

「農道延長」には、市町村が管理している農道(不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が通行可能な幅員(1.8m)以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。)について計上している。市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等、市町村以外の者が管理している農道については含めない。

なお、農道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

(6) 林道延長

「林道延長」には、林道規定(昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通達)第 4 条に規定する林道について計上している。当該市町村が管理している林道(併用林道を含み、森林鉄道、索道は除く。)を計上し、市町村が設置した林道であっても、国、県、森林開発公団、森林組合等、市町村以外の者が管理している林道は含めない。

なお、林道を市町村道として認定しているものについては含めていない。

(7) 公 園

ア 「都市公園等面積(都市計画区域内)」には、「都市公園」(都市公園法第 2 条第 1 項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園(街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等)。したがって、児童福祉法第 40

条の規定による児童厚生施設である児童遊園は含めない。)及び都市公園法に基づく都市公園以外の公園で、都市計画区域内において市町村等が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを計上している。

また、平成24年3月31日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含めている。

イ 「その他の公園面積(都市計画区域外)」には、「都市公園」及び都市公園法に基づく公園以外の公園で、都市計画区域外において市町村等が、都市公園法第2条第2項に定める公園施設と同種の施設を設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供している街区公園、運動公園等の公園について計上している。

ウ 「市町村立」には、市町村が設置(県、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に県から委託されているものを除く。)している都市公園等について計上している。

エ 「市町村立以外」には、国、県及び公団等が設置(市町村、民間等に管理を委託しているものを含み、逆に市町村から委託されているものを除く。)している都市公園等を計上している。

オ 「一人当たり公園面積」には、平成24年3月31日現在の住民基本台帳登載人口に対する、市町村立及び市町村立以外のすべての公園面積の割合を計上している。

(8) 公営住宅等

次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを計上している。したがって、平成24年3月31日現在空家であっても市町村が管理しているものは含めて計上しているが、分譲に係るものは含めていない。

ア 公営住宅……公営住宅法第2条第2号の規定による公営住宅をいう。

イ 改良住宅……住宅地区改良法第2条第6項の規定による改良住宅をいう。

ウ 単独住宅……公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。

(9) 廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村(委託分、許可業者分を含む)が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他の事項について計上している。集計にあたり、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等をさらに収集処理した分については、対象から外している。

なお、一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して計上している。

ア 「処理人口」には、実際に収集を行っている住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。

イ 「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分を、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて計上している。なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したものについても含めている。

(10) 給水人口

平成23年度は縮小調査のため、交付税の算定に用いられる基礎数値のみ調査し、いわゆる「上水道」に係る調査は実施していない。他の市町村の施設から給水を受けている場合の「給水人口」は、施設を設置せず他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口に含めて計上している。

なお、「給水人口」は、平成24年3月31日現在において、住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口のうち現に給水をしている人口を計上している。施設の区分は次のとおりである。

ア 「簡易水道」とは、水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が101人以上5,000人以下の水道をいう。

イ 「飲料水供給施設」とは、上記の「簡易水道」、上水道(水道法第7条第1項の事業計画書における給水人口が5,001人以上の水道。広域簡易水道は上水道に含める。)及び専用水道(寄宿舎、社宅、療養所、団地等における自

家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって101人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもので、他の水道から水の供給を受けないものをいう。)以外のもので、100人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。

(11) 下水道等

ア 「公共下水道」とは、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道(特定環境保全公共下水道を含む。)及び下水道法施行令第24条の2第1項第1号のただし書に規定する特定公共下水道をいい、一部事務組合によるものを含めて計上している。

(ア) 「現在処理区域内人口」には、供用を開始しているものについて、公共下水道台帳に記載されている人口を計上している。

(イ) 「現在処理区域面積」には、公共下水道台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を計上している。

(ウ) 「公共下水道普及率」は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口に対する現在処理区域内人口の割合を計上している。

イ 「農業集落排水施設」とは、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官通達)、むらづくり総合整備事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2400号農林水産事務次官通達)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官通達)による「農業集落排水整備事業」のうち市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア) 「現在処理区域内人口」には、農業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。

(イ) 「現在処理区域面積」には、農業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

ウ 「林業集落排水施設」とは、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2547)、村づくり交付金実施要綱(平成16年3月30日付け15農振第2551号)又は里山エリア再生交付金実施要綱(平成18年3月31日付け17林整整第1019号農林水産事務官依命通知)による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア) 「現在処理区域内人口」には、林業集落排水施設台帳に記載された排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。

(イ) 「現在処理区域面積」には、林業集落排水施設台帳に記載された供用を開始している汚水排水区域の面積を計上している。

エ 「簡易排水施設」とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

(ア) 「現在処理区域内人口」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。

(イ) 「現在処理区域面積」には、簡易排水施設台帳に記載された供用を開始している排水区域のうち、汚水排水区域の面積を計上している。

オ 「小規模集合排水処理施設」とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱(平成6年2月24日付け自治準企第5号自治事務次官通知)による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

- (ア) 「現在処理区域内人口」には、小規模集合排水処理施設台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。
- カ 「コミュニティ・プラント」とは、地方公共団体、公社、公團等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるのもをいう。
- (ア) 「処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る平成24年3月31日現在の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。
- キ 「合併処理浄化槽処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している平成24年3月31日現在の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口を計上している。
- ク 「下水道等普及率」は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳登載人口及び外国人登録人口に対する公共下水道、農業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設に係る現在処理人口及びコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽に係る処理人口の割合を計上している。
- (※ 総務省「公共施設状況調」内「資料の手引き」における計算式による。他で公表している下水道普及率では外国人登録は含んでいない。)

(12) 児童福祉施設

- ア 「市町村立保育所」には、児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、へき地保育所の箇所数を計上している。従って、季節保育所は含まない。なお、豪雪等により一時閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において計上している。
- イ 「市町村立母子生活支援施設」には、児童福祉法第35条の規定により設置された母子生活支援施設(管理・運営を委託しているものを含む)を計上している。

(13) 老人福祉施設

- 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(いずれも管理・運営を委託しているものも含む。)について計上し、老人福祉法によらない施設は含めていない。
- なお、一部事務組合立の施設については、関係市町村ごとに最も妥当な方法により按分して小数点第1位まで計上している。
- ア 「養護老人ホーム」 ……環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。
- イ 「特別養護老人ホーム」 ……身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ養護するための施設。
- ウ 「軽費老人ホーム」 ……無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与するための施設。

(14) 保護施設

- 平成23年10月1日現在において、生活保護法第40条の規定により設置された保護施設(管理・運営を委託しているものも含む)について計上している。
- ア 「授産施設」 ……身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設。
- イ 「更生施設」 ……身体上又は精神上の理由により、養護及び補導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設。

(15) その他の施設

「市町村立施設」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設(一部事務組合の事務所所在市町村に計上)を含めている。

ア 「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について計上している。

イ 「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を計上している。

ウ 「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設について計上している。

エ 「公民館」には、社会教育法第21条の規定により設置している公民館で、条例により設置された施設を計上している。

オ 「図書館」には、図書館法第2条の規定により設置している図書館(分館を含む。)について計上している。なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設整備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。

カ 「博物館」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他(野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館)」に区分し計上している。

キ 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール(学校の付属施設は除く。)についてのみ計上している。なお、「プール」には、水面に係る面積が150m²以上のものについて計上し、「プール」の箇所数は、プールごとに1としている。

ク 「診療施設」には、病院(医療法第1条の5第1項に規定する患者20人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。)、診療所(医療法第1条の5第2項に規定する患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。)について、公営企業として管理運営されているものを含め計上している。

ケ 「保健センター」には、地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について(昭和53年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて計上している。

コ 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について計上している。

サ 「集会施設」には、市町村が会館等本来、集会を目的として設置している施設のほか、他の施設においても一般住民の集会等に供している集会室部分があればすべて計上している。他の調査項目に計上した施設であっても集会室部分があれば計上している。

4 調査対象団体

平成24年3月31日現在の市町村を対象として作成している。

長野県対象団体 77

長野県対象団体 77	$\left\{ \begin{array}{l} \text{市 } 19 \\ \text{町 } 23 \\ \text{村 } 35 \end{array} \right.$
------------	---